

令和7年度「旅館魅力発信」事業 仕様書

1 委託事業名

令和7年度「旅館魅力発信」事業

2 委託業務期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

3 委託業務

対象の業務期間に、以下の業務を実施すること。

(1) 企画・立案・運営

ア OTA（オンライントラベルエージェンシー）（以下「OTA」という。）を用いて、京都市内の旅館等の宿泊施設の魅力の発信及び宿泊を促すプロモーションを夏期（8月上旬から9月下旬 ※お盆期間は除く）及び冬期（1月中旬から2月下旬）に企画すること。

イ PRする旅館の魅力について提案すること。

ウ 各プロモーション期間は少なくとも4週間以上とすること。

エ 旅館の予約数を最大化する上で、効果的な内容と実施期間を示し、提案すること。

オ 旅館の予約数を増加させるため、クーポン等のインセンティブを付与する企画内容を提案すること。なお、クーポン等の原資は業務委託金額内に含むこと。

カ 個人情報を除く本プロモーションを通じて発生した予約に係る利用者の情報や参画施設ごとの利用状況等協会が求める様々な情報について可能な限り共有すること。

キ 本業務の進捗を管理する責任者を明確にしておくこと。

(2) 特設サイトの作成

ア OTA内に京都の旅館の魅力をPRする特設サイトを作成すること。なお、掲載内容については、全国の旅行者を京都市内の旅館宿泊に誘引できるよう効果的な内容にすること。

イ 掲載写真等のコンテンツは、使用承諾済で内容に問題がないことを当事者に確認の上、使用すること。

ウ サイト公開期間は、プロモーション期間と同期間以上とすること。

(3) 持続可能な京都観光の促進を目的とした「京都観光モラル推進宣言事業者」の周知拡大について

旅館の利用促進と共に持続可能な京都観光の促進のため、本事業の参画を希望する宿泊施設には「京都観光モラル宣言事業者」制度に賛同するよう、呼びかけを行うとともに、宿泊施設が申請するにあたってのサポートを行うこと。

また、特設サイトでは、利用客が京都観光モラルについて理解ができるようホームページのリンク掲載し、京都観光モラルについて説明すること。

4 実績報告等

(1) 受託者は、業務が終了したときは、事業実施に係る取組の経過や成果等を実績報告

書等として作成し、本プロモーション完了後、電子で令和8年3月31日（火）までに提出すること。

- (2) 委託者は、実績報告を受けた場合は、その書類の内容を審査し、必要があるときは受託者に報告を求める場合がある。

5 業務委託上限額

金7,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※ 上記金額には、委託業務の内容に実施に係る全ての費用を含む。

6 その他

(1) 個人情報等の保護

受託者は、この委託業務によって知りえた個人情報及び通常秘密とされる企業情報をこの事業の目的外に使用してはならない。これは委託期間終了後も同様とする。

(2) 損害賠償

委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、委託者の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理すること。なお、損害賠償は委託契約書委託料の対価の総額を上限とする。

(3) 著作権の取扱い

円滑な事業の実施、成果の普及を図るため、この委託業務により生じた著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）については、原則として委託者に帰属させるものとする。

(4) 協議事項

この仕様書に定めのない事項又は業務の遂行に当たり疑義が生じた場合は、当協会と受託者の協議によりその解決を図るものとし、当該協議が整わないときは、当協会の指示するところによるものとする。

(5) 留意事項

受託者が、上記各条件に違反した場合は、契約書の規定に基づき委託者が委託業務の一部又は全部を解除し、委託料を支出しない又は支出している委託料の一部若しくは全部を返還させる場合がある。委託者は、契約を解除した場合は契約書の規定に基づき損害賠償を求める場合がある。

(6) 再委託の禁止

受託者は、この契約に係る義務の履行を第三者に委託し、この契約に係る権利を譲渡し、又はこの契約に係る義務を第三者に継承させてはならない。ただし、業務の一部について、あらかじめ文書により公益社団法人京都市観光協会が認めた場合はこの限りではない。